

## 鎌倉市生ごみ処理機購入費助成要綱

平成 16 年 2 月 12 日決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、生ごみ処理機の購入者に対し、その購入費の一部を助成し、一般家庭における生ごみの自己処理を促すことにより、廃棄物の減量化・資源化を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「生ごみ処理機」とは、一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の食品廃棄物を微生物等により分解して土壌改良材等の有用な資源とし、又は乾燥等により減量させる容器又は機器（公共下水道の維持管理上支障をきたすディスプレイポーター等及び公衆衛生上好ましくない容器を除く。）をいう。

2 この要綱において「電動型」とは、生ごみ処理機のうち、電力を使用するものをいう。

3 この要綱において「非電動型」とは、生ごみ処理機のうち、電力を使用しないものをいう。

### (助成対象)

第 3 条 購入費助成を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

(1) 生ごみ処理機の購入時及び第 5 条の規定による申請時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により登録されている者

(2) 一般家庭における生ごみの自己処理のため、生ごみ処理機を購入し、自宅で使用する者

(3) 鎌倉市の市税を滞納していない者

2 購入費助成の対象となる生ごみ処理機は、市場に流通している商品であり、かつ中古品又は転売品ではないものとし、申請書の受理日以前 6 箇月の期間内に購入したものとする。

3 購入費助成を受けることができる生ごみ処理機は、1 世帯につき電動型は 1 個、非電動型は 2 個までとする。ただし、既に購入費助成を受けて購入した生ごみ処理機が当該購入日から 5 年を経過しているとき又は、破損、故障等により修理が困難で使用不可となっているときは、この限りでない。

### (助成額)

第 4 条 購入費助成は、予算の範囲内において行うものとし、その額は、生ごみ処理機の購入費（生ごみ処理機の使用に際し、微生物等を購入し、これを使用しなければ、その機能を発揮できない場合は、当該生ごみ処理機と一括して購入した微生物等の購入費、送料並びに消費税額及び地方消費税額を含む。）の 4 分の 3（非電動型にあっては 10 分の 9）相当額とし、1 個につきその額が 30,000 円を超える場合は、1 個当たりの助成額を 30,000 円とする。

2 非電動型の生ごみ処理機において、同一の店舗において同一機種を同時に 2 個購入した場合の購入費助成の額は、2 個の購入費を合計した全額に 10 分の 9 を乗じた額とする。

3 第 1 項に規定する「微生物等」とは、生ごみ処理機本体と同一の製造元又は販売元が指定又は奨励する微生物等であり、生ごみ処理機本体の購入店で本体と同時に購入した、販売単位の最小のもの 1 つとする。

4 前 2 項の購入費助成の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第 5 条 購入費助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鎌倉市生ごみ処理機購入費助成申請書（第 1 号様式、第 2 号様式）に当該生ごみ処理機の購入を証明する領収書（当該生ごみ処理機の品名、販売店名、購入日、購入者の氏名及び購入費の額が明示

されたもの)又は当該領収書に代わるものとして当該生ごみ処理機の購入費の支払が完了したことを証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長は、申請の内容を確認するために必要なときは、申請者に対し、必要書類の提出を求めることができる。

(交付決定及び通知等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、鎌倉市生ごみ処理機購入費助成等決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(購入者の責務)

第7条 購入費助成を受けた者は、当該生ごみ処理機を自らの所有地又はこれに準ずる場所において、適正に維持管理するとともに、生ごみ処理機の使用により発生した土壌改良材等は有効利用するよう努めなければならない。

(調査)

第8条 市長は、継続的な生ごみの減量及び資源化を推進するため、購入費助成を受けた者に対し、生ごみ処理機の設置及び使用状況等について調査することができる。

- 2 購入費助成を受けた者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)(以下「条例」という。)の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の対象としない。

(1) 条例第2条第4号に規定する暴力団員等

(2) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- 2 市長は、必要に応じ申請者又は購入費助成を受けた者が、前項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、本人の同意を得るものとする。

(返還)

第10条 市長は、購入費助成を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(廃止)

- 2 鎌倉市生ごみ処理機購入費助成要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱は、施行日以後に購入された生ごみ処理機について適用し、施行日前に購入された生ごみ処理機については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

- 2 改正後の鎌倉市生ごみ処理機購入費助成要綱第3条第1項第3号、第9条及び第10条第2号の規定は、施行日以後の申請から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項及び第4条第1項の規定は、施行日以降に購入された生ごみ処理機について適用し、施行日前に購入された生ごみ処理機については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。